

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

激甚災害及び雇用保険の特例措置の指定について

今般、「平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成30年政令第226号。以下「政令」という。）が、本日公布・施行されたことから、下記のとおり、雇用保険の特例の実施に遺漏のないよう特段のご配慮をお願いします。

記

1 激甚災害及び雇用保険の特例措置の指定について

平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害が激甚災害に指定され、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 25 条による雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例が適用される。

具体的には、政令で定める地域にある適用事業に雇用される労働者が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる特例措置を実施すること。

本特例措置の対象者に対する支給等の手続については、「雇用保険業務に関する業務取扱要領」51701-51750 のとおり取り扱うこと。

2 政令で定める地域

政令で定める地域は、平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨により、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条各号いずれかに該当する被害が発生した区域であること。

3 特例の期限

法第 25 条で定める特例の期限は、平成 31 年 5 月 19 日であること。

4 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。